五　構造部材に関する疲労による断面の破壊の照査に用いる風及び波浪については、長期間の実測値又は推算値をもとに、統計的解析により設計供用期間中に発生する風速、風向、波浪の波高、周期及び波向の相関頻度分布を適切に設定するものとする。

六　津波については、津波の記録又は数値解析をもとに、津波の高さ等を適切に設定するものとする。

七　海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。

八　河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

九　漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。

十　地盤条件については、地盤調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。

十一　地盤の沈下の影響については、地盤条件をもとに、公募対象施設等の構造、載荷重及び公募対象施設等の周辺の状況を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

十二　地震動については、地震動の実測値又は推算値をもとに、時刻歴波形を適切に設定するものとする。

十三　地盤の液状化については、地盤条件をもとに、地震動による作用を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

十四　船舶の接岸による作用については、対象船舶（公募対象施設等の性能照査において、条件として用いる船舶をいう。）の諸元、公募対象施設等の構造、接岸方法、接岸速度等を考慮して、適切な手法により設定するものとする。

十五　環境作用の影響については、公募対象施設等の設計供用期間、材料特性、自然状況、維持管理の方法その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

十六　自重については、材料の単位体積重量をもとに、適切に設定するものとする。

十七　載荷重については、想定される公募対象施設等の利用状況等を考慮して、適切に設定するものとする。

（洋上風力発電設備等の要求性能）

第七条　洋上風力発電設備及びその附属設備（この条及び第八条において「洋上風力発電設備等」という。）の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一　発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）で定める基準に適合すること。

二　洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、洋上風力発電設備等の一部を着色したものであること。

三　回転翼は洋上風力発電設備等の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。

四　洋上風力発電設備等の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものでないこと。

（洋上風力発電設備等の維持管理の方法の基準）

第八条　洋上風力発電設備等の維持管理の方法の基準は、維持管理が洋上風力発電設備等の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行われるものであることとする。

（新設）

（公募対象施設等の維持管理の方法の基準）

第四条　公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、着床式の洋上風力発電施設にあっては、維持管理が当該洋上風力発電施設の構造又は設備に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行われるものであることとする。

附　則

この告示は、平成三十年三月三十一日から施行する。